

資格取得奨励制度要項

徳山工業高等専門学校後援会

第1. 趣旨

外部資格の取得に挑戦することは、学生が自ら目標を定めて学習する契機になるとともに、自らの学力を客観的に確認できるという意味においても有意義である。もちろん、社会に出てから、取得した資格が役立つことも大いに期待される。このような資格取得の意義に鑑み、その促進を図るため、資格取得者に対する報奨金制度を設ける。

第2. 対象となる資格及び報奨金の額

対象資格及び報奨金の額は、次の表のとおりとする。

資 格		受 検 料 の 全 額 に 相 当 す る 額	受 検 料 の 半 額 に 相 当 す る 額
実用英語技能検定	(公財) 日本英語検定協会	2級以上	準2級
技術英語能力検定	(公社) 日本工業英語協会	準プロフィショナル以上	1級・2級
TOEICテスト (IPを含む)	(一財) 国際ビジネスコミュニケーション協会	470点以上	400点以上 470点未満
日本漢字能力検定	(公財) 日本漢字能力検定協会	1級	準1級
日本語検定	(非) 日本語検定委員会	準1級以上	2級, 準2級
実用数学技能検定	(公財) 日本数学検定協会	準1級以上	2級
2次元CAD利用技術者試験	(一社) コンピュータ教育振興協会		2級以上
3次元CAD利用技術者試験	(一社) コンピュータ教育振興協会		2級以上
機械設計技術者試験	(一社) 日本機械設計工業会	3級	
技術士第一次試験 (全ての部門)	(公社) 日本技術士会	○	
情報処理技術者試験	(独) 情報処理推進機構		
ITパスポート試験			○
情報セキュリティマネジメント試験			○
基本情報技術者試験		○	
応用情報技術者試験		○	
ITストラテジスト試験		○	
システムアーキテクト試験		○	
プロジェクトマネージャ試験		○	
ネットワークスペシャリスト試験		○	
データベーススペシャリスト試験		○	
エンベデッドシステムスペシャリスト試験		○	
ITサービスマネージャ試験		○	
システム監査技術者試験		○	
情報処理安全確保支援士試験	(独) 情報処理推進機構	○	
デジタル技術検定	(公財) 国際文化カレッジ	1級 (情報・制御)	2級 (情報・制御)
To-BEエンジニア試験	To-BEエンジニア試験企画委員会	アドバンスト	スタンダード
電気通信工事担任者試験	(一財) 日本データ通信協会		
総合通信		○	
アナログ通信		第1級	第2級
AI (令和5年度まで実施)			第2種
デジタル通信		第1級	第2級
DD (令和5年度まで実施)			第2種

資 格		受検料料の全額に相当する額	受検料の半額に相当する額
電気工事士試験	(一財) 電気技術者センター	第1種	第2種
電気主任技術者試験	(一財) 電気技術者試験センター	1種	2種・3種
CG-ARTS検定	(公財) CG-ARTS協会		
	CGクリエイター検定	エキスパート	ベーシック
	CGエンジニア検定	エキスパート	ベーシック
	Webデザイナー検定	エキスパート	ベーシック
	画像処理エンジニア検定	エキスパート	ベーシック
	マルチメディア検定	エキスパート	ベーシック
カラーコーディネーター検定試験	東京商工会議所		スタンダード以上
福祉住環境コーディネーター検定試験	福祉環境コーディネーター協会		3級以上
インテリアコーディネーター資格試験	(公社) インテリア産業協会		○
土木施工管理技術検定	(一財) 全国建設研修センター		2級
建築施工管理技術検定	(一財) 建設業振興基金		2級
宅地建物取引士資格試験	(一財) 不動産適正取引推進機構	○	
土木技術検定試験	土木学会技術推進機構	○	
建築士試験	(公財) 建築技術教育普及センター	2級	
測量士試験	国土交通省国土地理院	○	

※ ○は、資格獲得(合格)

第3. 対象学生

- (1) 当該報奨金制度を活用できる学生は、対象資格を取得した年度の本後援会会費を納めたものとする。
- (2) 徳山工業高等専門学校在学中に対象資格を獲得し、在学期間中に申請した学生を対象とする。

第4. 報奨金の交付手続き等

- (1) 対象資格を取得した学生は、徳山工業高等専門学校後援会事務局(以下、「事務局」という。)に所定の様式をもって、報奨金の交付を申請できるものとする。
- (2) 対象資格を取得した学生は、資格を取得したことを証明できるものを所定の様式に添付し、申請するものとする。
- (3) 学生は、第2に示すそれぞれの資格に該当する級等を取得したときに申請できる。ただし、一度申請した資格該当級については、再度申請できない。
- (4) 事務局は、審査の上、徳山工業高等専門学校後援会長(以下、「後援会長」という。)の了承を得て、報奨金を交付する。

第5. その他

この要項によりがたい事由が生じた場合は、後援会長と協議の上、決定するものとする。

附則 この要項は、平成15年7月5日から施行する。

附則 この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この要項は、令和2年5月1日から施行する。

附則 この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要項は、令和4年4月1日から施行する。